

関原発第351号

2019年11月14日

原子力規制委員会 殿

住 所	大阪市北区中之島3丁目6番16号
申請者名	関西電力株式会社
代表者 の氏名	取締役社長 岩根 茂樹

平成31年2月8日付け関原発第507号をもちまして申請いたしました高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を下記のとおり一部補正いたします。

#### 記

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）を別添のとおり一部補正する。

本資料のうち、枠囲みの範囲は  
機密に係る事項ですので  
公開することはできません。

## 別 添

別紙 1（設置変更許可の経緯）の一部補正

別 紙 2（本 文）の一部補正

添 付 書 類 目 次の一部補正

添 付 書 類 五の一部補正

添 付 書 類 八の一部補正

添 付 書 類 十の一部補正

## 別紙 1 (設置変更許可の経緯) の一部補正

別紙1（設置変更許可の経緯）を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 4 - ~ - 8 -		(記載変更)	別紙1に変更する。

## 別紙 1

## 設置変更許可の経緯

許可年月日	許可番号	備 考
昭和45年11月25日	45原第7024号	2号炉増設
昭和45年12月19日	45原第7667号	1号原子炉施設の変更 (主蒸気安全弁、逃がし弁の漏えい量の追加記載)
昭和47年3月13日	47原第2724号	1号及び2号原子炉施設の変更 (原子炉本体、原子炉冷却系統施設等の一部変更)
昭和48年3月31日	48原第2073号	2号原子炉施設の変更 (ディーゼル発電機の増設)
昭和48年12月27日	48原第10542号	1号及び2号原子炉施設の変更 (バーナブルポイズン等の変更)
昭和50年2月6日	49原第11119号	1号及び2号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和50年6月6日	50原第3523号	1号及び2号原子炉施設の変更 (敷地面積等の変更)
昭和50年12月4日	50原第8033号	1号原子炉施設の変更 (使用済燃料ラックの増設)
昭和51年3月4日	50原第10544号	1号原子炉施設の変更 (取替炉心におけるバーナブルポイズンの使用)
昭和51年8月10日	51安(原規)第23号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料の濃縮度等の変更)
昭和52年11月1日	52安(原規)第255号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料の一部変更－2号炉) (固体廃棄物置場の増設－1、2号炉)
昭和53年10月3日	53安(原規)第291号	1号及び2号原子炉施設の変更 (炉心の主要な熱的制限値の変更)
昭和54年7月28日	54資庁第10208号	1号及び2号原子炉施設の変更 (非常用炉心冷却設備作動回路に原子炉圧力異常低信号の追加)
昭和55年8月4日	54資庁第101号	3号及び4号炉増設
昭和55年8月6日	55資庁第2052号	1号及び2号原子炉施設の変更 (燃料棒最高線出力密度の変更－1号炉) (洗たく排水処理設備の設置－1、2号炉) (雑固体焼却設備及びアスファルト固化装置の設置－1、2号炉)

許可年月日	許可番号	備 考
昭和55年12月19日	55資庁第14588号	1号、2号、3号及び4号炉使用済燃料の処分の方法の変更
昭和56年11月30日	56資庁第12707号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (取替燃料の一部変更－1号炉) (新燃料貯蔵ラックの増設－1、2号炉) (使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力増強－3、4号炉)
昭和57年6月17日	57資庁第3390号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (1号及び2号炉共用の雑固体焼却設備及び3号及び4号炉共用のペイラの1号、2号、3号及び4号炉共用) (A、B、C及びD廃棄物庫の1号、2号、3号及び4号炉共用とD廃棄物庫の貯蔵能力増強)
昭和58年11月25日	58資庁第2426号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (取替燃料の濃縮度変更－1、2、3、4号炉) (最大線出力密度変更－1、2号炉) (バーナブルポイズンの使用本数の変更－1、2号炉)
昭和59年5月11日	59資庁第725号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (取替炉心におけるB型バーナブルポイズンの使用－1、2、3、4号炉) (廃樹脂貯蔵タンクの増設－1、2号炉)
昭和60年3月29日	59資庁第12745号	3号及び4号原子炉施設の変更 (取替炉心におけるB型燃料の使用)
昭和62年9月24日	61資庁第18528号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用) (出力分布調整用制御棒クラスタの撤去)

許可年月日	許可番号	備 考
平成 元 年 3 月 3 1 日	63資庁第6686号	3号及び4号原子炉施設の変更 (取替燃料集合体最高燃焼度の変更) (取替燃料濃縮度の変更) (取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用することに係る変更) (使用済燃料の処分の方法の変更)
平成 2 年 9 月 1 7 日	元資庁第11336号	1号及び2号原子炉施設の変更 (取替燃料集合体最高燃焼度の変更) (取替燃料濃縮度の変更) (使用済燃料の処分の方法の変更)
平成 4 年 6 月 2 2 日	3資庁第9299号	2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (蒸気発生器の取替え－2号炉) (蒸気発生器保管庫の設置－2号炉) (使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更－3、4号炉)
平成 6 年 3 月 9 日	5資庁第5353号	1号及び2号原子炉施設の変更 (蒸気発生器の取替え－1号炉) (蒸気発生器保管庫の設置－1号炉) (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動軸の撤去)
平成 7 年 7 月 3 1 日	6資庁第12144号	1号及び2号原子炉施設の変更 (出力分布調整用制御棒クラスタ駆動装置の撤去) (廃液蒸発装置の共用化及び一部取替え) (廃樹脂処理装置の設置) (蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更及び共用化)
平成 8 年 3 月 2 5 日	7資庁第13404号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (非常用電源設備の受電系統の変更)
平成10年12月16日	平成10・05・11資第8号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体の使用－3、4号炉) (3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化) (使用済燃料の再処理委託先確認方法の一部変更－1、2、3、4号炉)



許可年月日	許可番号	備 考
平成13年12月21日	平成13・02・06原第7号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (雑固体廃棄物の固型化处理採用) (海水淡水化装置の増設)
平成14年11月29日	平成14・05・08原第2号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (使用済燃料輸送容器保管建屋の設置) (使用済の樹脂の処理方法の変更)
平成16年1月13日	平成15・07・28原第41号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (3号炉及び4号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更並びに核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備の共用化)
平成17年10月14日	平成17・04・08原第12号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更及び共用化—1、2、3、4号炉)
平成22年4月19日	平成20・08・12原第33号	1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更 (取替燃料集合体最高燃焼度の変更—1、2号炉) (洗浄排水処理装置の処理方式の変更—1、2、3、4号炉) (非常用電源設備のうち蓄電池負荷の変更—1、2号炉) (1号、2号、3号及び4号炉共用の使用済燃料輸送容器保管庫の一部保管対象物の追加)
平成27年2月12日	原規規発第1502121号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等)
平成28年4月20日	原規規発第1604201号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等)
平成28年9月21日	原規規発第1609211号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (特定重大事故等対処施設の設置)
平成28年11月2日	原規規発第16110233号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉使用済燃料の処分の方法の変更

許可年月日	許可番号	備 考
平成29年6月28日	原規規発第1706282号	3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (所内常設直流電源設備(3系統目)の設置) (緊急時対策所(1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内)の撤去)
平成30年3月7日	原規規発第1803071号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (1号炉及び2号炉の特定重大事故等対処施設の設置)
平成30年12月12日	原規規発第1812122号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に係る記載の変更) (内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に係る記載の変更)
令和元年7月31日	原規規発第1907313号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (原子力災害制圧道路等整備に伴う敷地の面積及び形状の変更) (廃樹脂処理装置他の全共用化及び処理に係る設備の設置)
令和元年7月31日	原規規発第1907314号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の追加)
令和元年9月25日	原規規発第1909253号	1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更 (所内常設直流電源設備(3系統目)の設置) (重大事故等対処設備及び体制の一部変更)

## 別紙 2 (本文) の一部補正

別紙2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-10-	上7行 ～ 上9行	<p>…安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>— また、中央制御室及びこれに連絡する通路…</p>	<p>…安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p><u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等の対</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-10- ～ -11-	下1行～ 上2行	<p>…損なわれることがない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、重大事故等が発生した場合に…</p>	<p>策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路…</p> <p>…損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-13-	下 6 行 ～ 下 4 行	<p>…安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路…</p>	<p><u>響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>緊急時対策所(緊急時対策所建屋内)は、重大事故等が発生した場合に…</p> <p>…安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p><u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-14-	下 12 行～ 下 10 行	<p>…損なわれないことがない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は 3 号及び 4 号炉…</p>	<p><u>度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路…</p> <p>…損なわれないことがない設計とする。</p> <p><u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、緊急時対策所</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-16- ～ -17-	下1行 ～ 上2行	<p>・・・安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>_____ また、中央制御室及びこれに連絡する通路・・・</p>	<p><u>換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は3号及び4号炉・・・</p> <p>・・・安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p><u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等の対</u></p>



頁	行	補 正 前	補 正 後
-21-	下 6 行 ～ 下 4 行	<p>…安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路…</p>	<p>策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路…</p> <p>…安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p><u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-25-	下 15 行～ 下 13 行	<p>…損なわれることがない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は重大事故等が発生した場合に…</p>	<p><u>影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路…</p> <p>…損なわれることがない設計とする。</p> <p><u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
-32-	下4行～ 下3行		<p>管理を適切に実施する。            緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は重大事故等が発生した場合に…</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
-34-	上 11 行～ 上 13 行	<p>…損なわれることがない設計とする。</p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、重大事故等が発生した場合に…</p>	<p>…損なわれることがない設計とする。</p> <p><u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）は、重大事故等が発生した場合に…</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後
-42-	下4行～ 下3行	<div data-bbox="576 315 981 528" style="border: 1px solid black; height: 95px; width: 254px;"></div>	<div data-bbox="991 315 1396 1861" style="border: 1px solid black; height: 690px; width: 254px;"></div>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補正前	補正後
- 49 -	下7行～ 下4行	<p>・・・手順と体制を整備する。_____</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)及び緊急時対策本部要員に対して_____防護具を配備し、事故対策に必要な各種の_____操作を行うことができるよう手順_____を整備する。</p>	<p>・・・手順と体制を整備する。<u>固定源に対しては、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員(当直員)及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</u></p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)及び緊急時対策本部要員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u></p>
-55-	下8行～ 下7行  下6行～ 下5行	<p>・・・手順と体制を整備する。_____</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して<u>防護具を配備し、事故対策に必要な各種の操作を行うことができ</u></p>	<p>・・・手順と体制を整備する。<u>固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。</u></p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 63 -	上 12 行～ 下 13 行	<p>るよう手順____を整備する。</p> <p>・・・手順と体制を整備する。____        予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員に対して____防護具を配備し、事故対策に必要な各種の____操作を行うことができるよう手順____を整備する。</p>	<p>操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>・・・手順と体制を整備する。<u>固定源に対しては、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</u>        予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u></p>
-69-	<p>下 12 行～ 下 11 行</p> <p>下 10 行～ 下 8 行</p>	<p>・・・手順と体制を整備する。____</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要</p>	<p>・・・手順と体制を整備する。<u>固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。</u></p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
		<p>員に対して<u>防護具を配備し、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順_____を整備する。</u></p>	<p>員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u></p>



## 添付書類目次の一部補正

添付書類目次を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 72 -	上 4 行	<u>平成 30 年 1 2 月 1 2</u> <u>日 付 け 原 規 規 発 第 1 8 1</u> <u>2 1 2 2 号 を …</u>	<u>令和 元年 9 月 2 5 日 付</u> <u>け 原 規 規 発 第 1 9 0 9 2</u> <u>5 3 号 を …</u>
	上 8 行	<u>平成 30 年 1 2 月 1 2</u> <u>日 付 け 原 規 規 発 第 1 8 1</u> <u>2 1 2 2 号 を …</u>	<u>令和 元年 9 月 2 5 日 付</u> <u>け 原 規 規 発 第 1 9 0 9 2</u> <u>5 3 号 を …</u>
	下 10 行	<u>平成 30 年 1 2 月 1 2</u> <u>日 付 け 原 規 規 発 第 1 8 1</u> <u>2 1 2 2 号 を …</u>	<u>令和 元年 9 月 2 5 日 付</u> <u>け 原 規 規 発 第 1 9 0 9 2</u> <u>5 3 号 を …</u>
	下 4 行	<u>平成 30 年 1 2 月 1 2</u> <u>日 付 け 原 規 規 発 第 1 8 1</u> <u>2 1 2 2 号 を …</u>	<u>令和 元年 9 月 2 5 日 付</u> <u>け 原 規 規 発 第 1 9 0 9 2</u> <u>5 3 号 を …</u>
- 73 -	上 3 行	<u>平成 30 年 1 2 月 1 2</u> <u>日 付 け 原 規 規 発 第 1 8 1</u> <u>2 1 2 2 号 を …</u>	<u>令和 元年 9 月 2 5 日 付</u> <u>け 原 規 規 発 第 1 9 0 9 2</u> <u>5 3 号 を …</u>
	上 7 行	<u>平成 30 年 1 2 月 1 2</u> <u>日 付 け 原 規 規 発 第 1 8 1</u> <u>2 1 2 2 号 を …</u>	<u>令和 元年 9 月 2 5 日 付</u> <u>け 原 規 規 発 第 1 9 0 9 2</u> <u>5 3 号 を …</u>
	下 3 行	<u>平成 30 年 1 2 月 1 2</u> <u>日 付 け 原 規 規 発 第 1 8 1</u> <u>2 1 2 2 号 を …</u>	<u>令和 元年 9 月 2 5 日 付</u> <u>け 原 規 規 発 第 1 9 0 9 2</u> <u>5 3 号 を …</u>

添付書類五の一部補正

添付書類五を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
5-10	下3行～ 下2行	…重大事故等発生時____ の対応に必要となる…	…重大事故等発生時、 <u>原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等発生時</u> の対応に必要となる…

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-目-1	上4行	<u>平成30年12月12日付け原規規発第1812122号を...</u>	<u>令和元年9月25日付け原規規発第1909253号を...</u>
	下10行	1.11.14 発電用原子炉設置変更...	1.11.15 発電用原子炉設置変更...
	下8行	1.11.14.1 「実用発電用原子炉及び...	1.11.15.1 「実用発電用原子炉及び...
8-目-3	上4行	1.11.15 発電用原子炉設置変更...	1.11.16 発電用原子炉設置変更...
	上6行	1.11.15.1 「実用発電用原子炉及び...	1.11.16.1 「実用発電用原子炉及び...
8-目-4	上4行	1.12.16 発電用原子炉設置変更...	1.12.17 発電用原子炉設置変更...
	上6行	1.12.16.1 「実用発電用原子炉及び...	1.12.17.1 「実用発電用原子炉及び...

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(1)-1-1	下4行	1.11.14 発電用原子炉設置変更・・・	1.11.15 発電用原子炉設置変更・・・
	下2行	1.11.14.1 「 <u>实用発電用原子炉及び</u> ・・・	1.11.15.1 「 <u>实用発電用原子炉及び</u> ・・・
8(1)-1-2	下8行～ 下1行	(1) <u>想定される有毒ガスの発生においても、薬品タンク、配管等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）</u> に対しては、 <u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とし、発電所構内においてタンクローリ等の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）</u> に対しては、 <u>中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。</u>	(1) <u>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u> <u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u> <u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室換気設備の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u>

頁	行	補正前	補正後
8(1)-1-4	下6行～ 下1行	<p>…できる設計とする。  <u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度</u>が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る<u>ことにより、</u>また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等<u>により</u>当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>…できる設計とする。  <u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u>  <u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u>また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の<u>対策により</u>当該要員を防護できる設計とする。</p>
8(1)-1-5	下10行～ 下9行	<p>…損なわれることがない設計とする。  <u>このため、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、…</u></p>	<p>…損なわれることがない設計とする。  <u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u>  <u>固定源に対しては、…</u></p>
	下8行～ 下7行	<p>…吸気中の有毒ガス濃度<u>が、</u>有毒ガス防護のための…</p>	<p>…吸気中の有毒ガス濃度の<u>評価結果が、</u>有毒ガス防護のための…</p>
	下6行	<p>…換気空調系の隔離等<u>により…</u></p>	<p>…換気空調系の隔離等の<u>対策により…</u></p>



頁	行	補 正 前	補 正 後
8(2)-1-1	上 4 行	1.11.15 発電用原子炉設置変更…	1.11.16 発電用原子炉設置変更…
	上 6 行	1.11.15.1 「実用発電用原子炉及び…」	1.11.16.1 「実用発電用原子炉及び…」
	下 3 行	1号炉の「1.11.14.1「実用発電用原子炉及び…」	1号炉の「1.11.15.1「実用発電用原子炉及び…」

頁	行	補正前	補正後
8(3)-1-1	下4行	1.12.16 原子炉設置変更…	1.12.17 原子炉設置変更…
	下2行	1.12.16.1 「実用発電用原子炉及び…」	1.12.17.1 「実用発電用原子炉及び…」
8(3)-1-2 ～ 8(3)-1-3	下7行 ～ 上1行	<p>(1) 想定される有毒ガスの発生においても、<u>薬品タンク、配管等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）</u>に対しては、<u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とし、発電所構内においてタンクローリ等の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）</u>に対しては、<u>中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>(1) 想定される有毒ガスの発生において、<u>有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</u></p>

頁	行	補正前	補正後
8(3)-1-4	下5行～ 下1行	<p>…できる設計とする。  <u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度</u>が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る<u>ことにより、</u>また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等<u>により</u>当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>…できる設計とする。  <u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u>  <u>固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u>また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の<u>対策により</u>当該要員を防護できる設計とする。</p>
8(3)-1-5	下10行～ 下9行  上8行～ 下7行  下6行	<p>…損なわれることがない設計とする。  <u>このため、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、…</u></p> <p>…吸気中の有毒ガス濃度<u>が、</u>有毒ガス防護のための…</p> <p>…換気空調系の隔離等<u>により…</u></p>	<p>…損なわれることがない設計とする。  <u>そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u>  <u>固定源に対しては、…</u></p> <p>…吸気中の有毒ガス濃度の<u>評価結果が、</u>有毒ガス防護のための…</p> <p>…換気空調系の隔離等の<u>対策により…</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(1)-6-3	上1行 ～ 上7行	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、<u>運転員の対処能力が著しく低下することのないよう、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、運転員の呼気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とし、可動源に対しては中央制御室換気設備の隔離等により、運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路・・・</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、<u>運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(平成29年4月5日 原規技発第1704052号原子力規制委員会決定)」(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(1)-6-7	上 1 行	(5) 手順に基づき、____中央制御室換気設備の隔離____により、・・・	<p>を想定し、<u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路・・・</p> <p>(5) 手順に基づき、<u>「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室換気設備の隔離、防護具の着用等により、・・・</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(3)-6-3	上 2 行 ～ 上 8 行	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、<u>運転員の対処能力が著しく低下することのないよう、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、運転員の呼気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とし、可動源に対しては中央制御室空調装置の隔離等により、運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路・・・</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、<u>運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</u></p> <p><u>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(平成 29 年 4 月 5 日 原規技発第 1704052 号原子力規制委員会決定)」(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u></p> <p><u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
			<p><u>を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u></p> <p><u>可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</u></p> <p><u>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</u></p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路…</p>
8(3)-6-6 ～ 8(3)-6-7	下 2 行 ～ 上 2 行	<p>想定される有毒ガスの発生を考慮しても、固定源に対しては、<u>運転員の呼気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回り、可動源に対しては中央制御室空調装置の隔離等 _____ により、…</u></p>	<p>想定される有毒ガスの発生を考慮しても、固定源に対しては、<u>評価条件を防液堤等の設置状況を踏まえて設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回り、可動源に対しては中央制御室空調装置の隔離等の対策により、…</u></p>
8(3)-6-7	下 2 行	<p>(5) 手順に基づき、<u>_____ 中央制御室空調装置の隔離 _____ により、…</u></p>	<p>(5) 手順に基づき、「<u>10.13 通信連絡設備</u>」に記載する<u>通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により、…</u></p>

頁	行	補正前	補正後
8(1)-10-2	下7行～ 下1行	<p>…できる設計とする。  <u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>…できる設計とする。  <u>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u>  <u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u>  <u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u>  <u>可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により重大事故等に</u></p>



頁	行	補 正 前	補 正 後
<p>8(1)-10-5 ～ 8(1)-10-6</p>	<p>下1行～ 上5行</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>	<p>対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



頁	行	補正前	補正後
8(3)-10-2	下7行～ 下1行	<p>…できる設計とする。  <u>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>…できる設計とする。  <u>そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</u>  <u>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。</u>  <u>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u>  <u>可動源に対しては、「10.13 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により重大事故等に</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(3)-10-6	上3行 ～ 上8行		<p>対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

頁	行	補 正 前	補 正 後

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

添付書類十の一部補正

添付書類十を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
10-目-1	上 6 行	<u>平成30年12月12</u> <u>日付け原規規発第181</u> <u>2122号を…</u>	<u>令和元年9月25日付</u> <u>け原規規発第19092</u> <u>53号を…</u>

頁	行	補 正 前	補 正 後
10(1)-5-8	下 11 行～ 下 8 行	<p>・・・手順と体制を整備する。_____</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員に対して_____防護具を<u>配備し</u>、事故対策に必要な各種の_____操作を行うことができるよう手順_____を整備する。</p>	<p>・・・手順と体制を整備する。<u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</u></p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u></p>
10(1)-5-14	下 12 行	<p>・・・手順と体制を整備する。_____</p>	<p>・・・手順と体制を整備する。<u>固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を</u></p>



頁	行	補 正 前	補 正 後
	<p>下 11 行～ 下 9 行</p>	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して<u>防護具を配備し、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順</u>を整備する。</p>	<p><u>下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。</u></p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制</u>を整備する。</p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
10(3)-5-8	下 11 行～ 下 8 行	<p>・・・手順と体制を整備する。_____</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員に対して_____防護具を<u>配備し</u>、事故対策に必要な各種の_____操作を行うことができるよう手順_____を整備する。</p>	<p>・・・手順と体制を整備する。<u>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるようにする。</u></p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員（当直員）及び緊急時対策本部要員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</u></p>
10(3)-5-14	下 11 行	<p>・・・手順と体制を整備する。_____</p>	<p>・・・手順と体制を整備する。<u>固定源に対しては、特重施設要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を</u></p>

頁	行	補 正 前	補 正 後
	下 10 行～ 下 8 行	<p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して<u>防護具を配備し、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順</u>を整備する。</p>	<p><u>下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、特重施設要員が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。</u></p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生においても、特重施設要員に対して<u>配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制</u>を整備する。</p>